特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(骨子)

平成31年3月農林水産省

<u>I 趣 旨</u>

有効期限が平成31年6月30日に到来する本法について、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を5年間延長する。

Ⅱ 法案の内容

特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を5年間延長(平成36年6月30日まで)する(附則第2条)。

特定農産加工法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、国内の特定農産加工業者(※)が行う経営改善措置等について、株式会社日本政策金融公庫等による長期低利融資や税制上の特例(事業所税の特例)の措置を講ずるものである(平成元年制定)。

(※)特定農産加工業種

かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、牛肉調製品製造業、乳製品製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、豚肉調製品製造業

Ⅲ 施行期日

公布の日。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

様々な経済連携協定交渉等が進展している国際的環境等を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長し、平成36年6月30日までとする。

◎法の概要

農産加工品等の関税引下げ等による経営環境の変化に対処するため、国内の農産加工業者が行う経営改善措置について、必要な金融・税制上の支援措置を講ずる。

◎法の仕組み く現行の有効期限:平成31年6月30日まで>

特定農産加工業種

農産加工品の輸入に係る事情の著しい変化の 影響を受けている業種(12業種)

かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、 パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、 甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、 牛肉調製品製造業、乳製品製造業、 こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、 麦加工品製造業、豚肉調製品製造業

※ 平成31年度から、菓子・パスタ製造業等を追加予定。

関連業種

特定農産加工業種と関連性が高い業種 (12業種)

果実加工食品製造業、甘しよ加工食品製造業、 馬鈴しよ加工食品製造業、冷凍冷蔵食品製造業、 食肉調製品製造業、こんにゃく製品製造業、 米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、 めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業

経営改善措置に関する計画

新商品・新技術の研究開発、 事業の転換、事業の合理化 等

事業提携に関する計画

新商品・新技術の共同開発、 合併、営業の譲渡 等

都道府県知事の承認

【承認要件】・新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なこと

- ・地域の農業の健全な発展に資すること
- ・地域農産物の利用の促進又は地域農産物の利用を特色とする 農産加工品の生産に資すること 等

<支援措置>

- (1)金融上の措置
- ・株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資
- (2)税制上の措置
- 事業所税の課税標準の特例

く支援措置>

金融上の措置

・株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資

◎改正内容

法の有効期限を平成36年6月30日まで延長

※上記に併せて、地方税の特例措置を平成33年3月31日まで延長する。

◎法の実績(平成元年度~29年度)

(1)計画承認

経営改善計画 1,264件 事業提携計画 355件 計 1.619件

(2)融資

1,801件(先数) 7,289億円

(3)税制

事業所税の課税標準の特例

平成26年度 104件 75百万円 平成27年度 95件 73百万円 平成28年度 101件 75百万円 <参考>平成31年3月20日現在の貸付条件

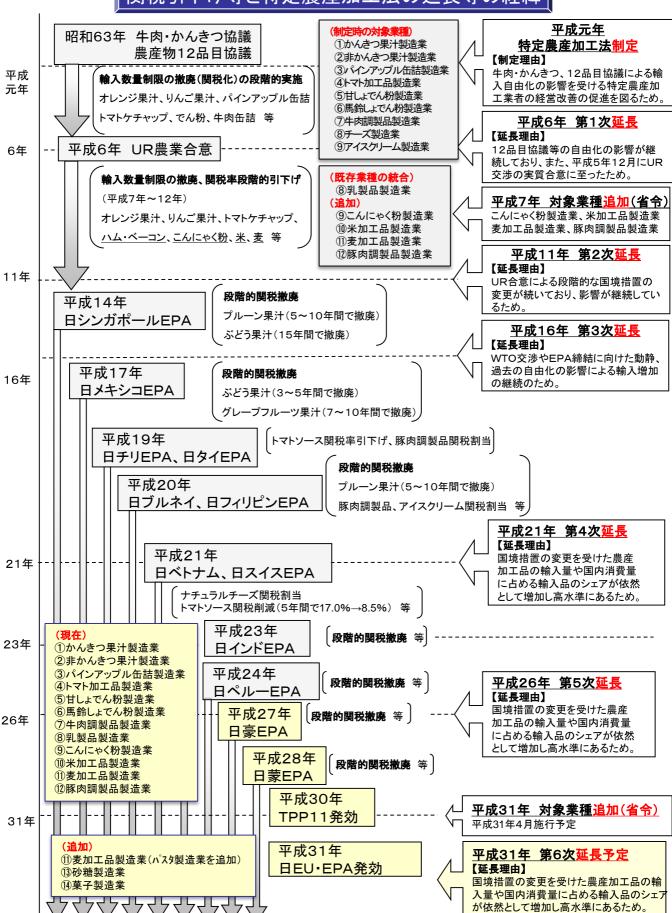
•貸付利率: 2. 7億円まで 年0. 16~0. 18%

2. 7億円超 年0. 31~0. 33%

・償還期限:15年以内(うち据置期間3年以内)

関税引下げ・EPA等の状況

関税引下げ等と特定農産加工法の延長等の経緯



特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、平成三十六年六月三十日までとするこ

と。

第二 施行期日

この法律は、

公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

(附則第二条関係)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年法律第六十五号) の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十六年六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、 特定農産加工業者の経営の改善を引き続き

促進するため、 特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長する必要がある。 これが、この

法律案を提出する理由である。

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

0

(傍線部分は改正部分)

後も、なおその効力を	は、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。
時までにした行為に対する罰則の適	う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用について
第二条 この法律は、平成三十一年六月三十日	第二条 この法律は、平成三十六年六月三十日限り、その効力を失
(この法律の失効)	(この法律の失効)
附則	附則
現	改正案

特 定 産 工 経 営 改 善 臨 時 措 置 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 照 条文

 \bigcirc 特 定 農 産 加 工 経 営 改 善 臨 時 措 置 法 平 成 元 年 法 律 第 六 + 五. 号)

目 的

第 る ること 条 た \emptyset を \mathcal{O} 目 措の 法 的 置 とす を講 律 は ź。 ず る 最 ことに 近 に お ょ け り、 る 農 そ 産 \mathcal{O} 加 新 工 た 品 な 等 経 \mathcal{O} 輸 済 的 入 に 環 境 係 る \mathcal{O} 事 適 情 応 \mathcal{O} 著 \mathcal{O} 円 し 滑 11 変 化 化 を 図 に り 対 処 L Ł て、 0 て 農 特 業 定 及農 び産 農 加 産 工 業 加 者 工 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 経 健 営 全の な改 発 善 展 を 促 に 資 進 す

定

- 他 条 \mathcal{O} 農 産 物 \mathcal{O} 法 \mathcal{O} 加 律 に 工 品 お を 11 V て V. 農 産 加 工 品 工 一業」と لح は、 は、 農 産 農 物 産 加 畜 工 産 品 物 を を 生 含 上産する 以 事 下 業 同 ľ を 1 · う。 を 原 料 又 は 材 料 لح L て 生 産 さ れ る 飲 料 品 \mathcal{O}
- 2 を 該 工 7 事 品 \mathcal{O} 業 又 を は 法 行う 律 特 れ と競 相 定 お 農 当 産 数 て 争 特 関 加 \mathcal{O} 工 事 係 一業者 業者 小にあ 定農 る農 0) 産 加農 لح 事 業 は 産 工産 業加工 活 加 動 特 工 とは、 に支障 定農 品 $\widehat{\mathcal{L}}$ 産 を そ 加 れ 生じ、 5 0 工 一業に 0) 業 原 種 又は 属 料 に す 又 属 る事 生 は す ず 材 る るおそ 業を行う者 料 事 たる農 業が農産 れ が 産 を あ 物 加 い ると認 を含む。) 工 一業で う。 あ \emptyset 5 ŋ \mathcal{O} れ る業種とし 輸 カュ 入 K 当 係 る 該 て 事 事 農 情 業 林 に \mathcal{O} 著 水 ょ 産 L ŋ 生 省 V 変 令 産 化 で さ 定 にれ め よる 農 る り、 ŧ 産 当 加 \mathcal{O}

計 画 \mathcal{O} 承 認

品 農 加構 n 林 条 を 協 又 工 成 は 当 同 水 品 員 定 農 該 組 新 産 を 特 省令 とい 生 産 計 合 技 定 産 農産 画 等 術 加 . う。 に で す 工 に \mathcal{O} 一業者 定 係 あ 研 る 加 る 究 0 \Diamond 設 工 とす 事 て 開 又 る 備 業 者又 は 業 は ŧ で、 発 る 特 所 又 \mathcal{O} は そ は そ 定 \mathcal{O} を ŧ 事 所 \mathcal{O} 利 いの \mathcal{O} 事 う。 業 在 構 生 業 用 以 協 地 成 産 協 農 を 下 同 員 能 同 組 管 \mathcal{O} 産 \mathcal{O} 力 組 合 轄 経 加 廃 が 特 合 等 す 営 棄 著 定 そ 工 る 業 し 事 は \mathcal{O} 0 改 都 に < 業 他 事 善 業 過 協 他 道 係 \mathcal{O} を る 剰 同 \mathcal{O} 府 \mathcal{O} 政 ع 特 県 义 ŧ 組 令 転 知 定 る \mathcal{O} 換な 合 で 等」 り、 農 事 た に 定 産 に \Diamond 限 他 め 提 \mathcal{O} る。 か という。 る 加 \mathcal{O} 措 農 つ、 法人で 出 工 一業者 して、 産 置。 そ 加 事 $\overline{}$ 以 特 工 \mathcal{O} は、 他 下 業 業 状 定 該 \mathcal{O} \sim 態 農 0) 経 特 0) が 特 計 合 産 理 定 画 営 転 長 定 加 事 が 改 換 期 設 化 工 業 に備業 適 善 そ に 協 当 措 \mathcal{O} 限 者 わ る。 特 を 同 で 置 他 た ŋ 組 定 直 あ 0 合等、 と る旨 第 継 農 経 接 11 営 五. 続 産 若 į う。 0 \mathcal{O} 条 す 加 関 承 改 第 る < 工 善 業 連 認 は に と を に 間 業 を 項 受 種 関 义 に が 属 接 け す る お 見 す 0 ること る る た 込 構 11 0 計 \otimes 7 ま 事 成 業 同れ業 画 \mathcal{O} 員 ľ 種 が るも を 措 に 以 で 作 置 お きる。 属 成 0 11 下 لح 7 特 単 農 定 新 し に て 事 商 産

(そ

に

がする

2

知 そ 新 又 で で 事 \mathcal{O} 技 は 関 定 が 他 術 関 連 \emptyset に 提 連 農 る 産 0 出 れ 研 事 産 業 加 らに 業協 究 加 種 L 工 て、 開 工 を 準 業 発 同 で 11 う。 当 ず 者 組 あ (農 該 る 合 を ŋ 等に 計 行 産 構 為を 画 加 成 に カ が 工業に つ、 あ 員 属 適当 って とす 11 す · う。 る 特 係るも で る は 事 定 以下同 Ł あ 業 農 る旨 そ \mathcal{O} を 産 \mathcal{O} \mathcal{O} 议 行 加 ľ \mathcal{O} に 構 う 工 承 限 成 者 業 下 \smile 認 る。 員 لح に 関 を 0) 以 0) 受け ため 関 関 連 下 す \mathcal{O} 事 連 E ることが る 業 関 共 性 同 計 行 協 連 が 画 化 う 同 農 高 を 又は合併 事 組 産 11 業)に 合等」 できる。 作 加工 ことそ 成 業者 لح つい 0) 若 L 71 他 くは う。 れ て لح \mathcal{O} · を 当 事 11 政 , う。 営業の 業提 令 لح 該 で 計 携 共 定 全 同 又 80 画 部 生 は る に L 若 て、 係 産 事 基 る事 業 準 しく そ 保 協 に 業 は 管、 \mathcal{O} 同 該 所 重 行 当 組 要 す \mathcal{O} Š 合 販 そ 部 売 事 る 所 分 若 業 \mathcal{O} Ł 在 地 \mathcal{O} L 他 \mathcal{O} < を 譲 特 \mathcal{O} と 定 管 渡 は 政 L 轄 若 事 令 新 て 業 す L 商 で る < 品 協 定 林 都 は 若 同 \otimes 水 る 譲 組 道 L 産 受け < 府 合 法 省 県 は 等 人 令

- 第 項 \mathcal{O} 計 画 に は、 次に掲 げ る 事 項 を 記 載 L な け れ ば な 5 な V)
- 経 営改 善措 置 \mathcal{O} 目 標
- 経 営改善措 置 \mathcal{O} 内 容 及 び 実 施 時 期
- 経 営 改 善善 措 置 \mathcal{O} 実 施に 伴 11 必 要 کے なる資 金 0 額 及 び そ 0) 調 達 方 法

兀 す る 特 場 定 合 事 にあ 業協 って 同 組 は 合 · 等 その が 新 賦商 課 品 \mathcal{O} 又 は 準 新 技 術 \mathcal{O} 研 究 開 発 に 必 要 な 試 験 研 究費 に 充 てるため 0 構 成 員 に 対 L 負 担 金 \mathcal{O} 賦 課

五. そ \mathcal{O} 他 農林 水 産 省 令 で定 \Diamond る 事

- 第 項 0) 計 画 に には、 次に 掲 げ る 事 項項基 を 記 載 L な け れ ば な 5 な
- 事 業 提 携 \mathcal{O} 目 標

4

- 事 業 提 携 \mathcal{O} 内 容 及 び 実 施 時 期
- 事 業 提 携 \mathcal{O} 実 施 に 伴 1 必 要 と な る 資 金 \mathcal{O} 額 及 び そ \mathcal{O} 調 達 方 法
- 几 に 対 L 定 負 事 担 業 協 金 \mathcal{O} 同 賦 組 合等が 課 をしようと 新 商 品 す 又 は 場 新 合 技 に 術 あの つ研 て 究 開 は 発 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 共 賦同 課化 のに 必 基 準 要 な 試 験 研 究 費 に 充 て 、るた 8 そ 0) 構 成 員 又 は 関 連 農 産 加 工
- そ 0) 他 農 林 水 産 省 一令で定 8 る 事

5

五.

- き は 都 道 そ 府 0) 県 承 知 事 認 を は す る 第 ŧ 項 0 とす 又 は 第二 る 項項る \mathcal{O} 承 認 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た 場 合 に お 11 て、 そ \mathcal{O} 計 画 が、 次 \mathcal{O} 各 号 に 適 合 す るも 0 で あ ると ると
- た 8 当 に 該 有 計 画 効 か に 0 係 適 る 特 切 な 定 b 農 \mathcal{O} 産 で 加 あ工 0 業 て、治者が が 農農 林 産 水加 産 工 省令で 品 等 0 定 輸 \Diamond 入 る に 基 係 準 る 12 事 適 情 合 \mathcal{O} す 著 る L ŧ V 0 変 化 あ に ること 対 応し て 新 た な 経 済 的 環 境 に 円 滑 適 応する
- 地 域 \mathcal{O} 農 0 健 全 な 発 展 に 資 す る ŧ 0) で あ ること。

株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 カコ 5 \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け

第 必 ŧ 営 含 五. 改 要 \mathcal{O} 造 む 認 条 な 又 成 善 特 対 は 措 Ł L 定 若 に 農 事 置 す \mathcal{O} 式 る 業 で 又 対 産 会 は b あ \mathcal{O} < 社 加 は \mathcal{O} 0 転 事 Ι. 日 で て 換 取 業 食 本 者 得 提 料 政 あ 事 携 \mathcal{O} 等 他 策 0 L 7 業 若 を 安 \mathcal{O} 金 そ 定 第 金 \mathcal{O} L 行 融 融 < う 供 \mathcal{O} 合 公 \mathcal{O} 償 機 理 給 条 庫 は 化 特 に 還 関 \mathcal{O} 第 は 期 若 別 必 確 が 限 融 L に 要 保 項 株 が 通 < 費 な 又 \mathcal{O} 式 + は用 は す Ł 承 会 年 る 事 を の農 認 社 を 業 支 業 に \mathcal{O} 日 لح 5 \mathcal{O} 超 提 出 係 本 を え 5 持 携 る L 政 続 る を 木 て 合 策 行 新 £ 難 行 的 併 金 \mathcal{O} لح う 商 カコ に 融 う に す \mathcal{O} t 品 0 ょ 公 健 限 る に 若 り \mathcal{O} 庫 る。 又 設 ŧ 必 全 法 l は な 要 < \mathcal{O} 立. $\overline{}$ 平 な $\sum_{}$ は 発 L 製 \mathcal{O} 中 れ 新 展 た 成 貸 小 造 5 技 に 法 + 付 企 若 術 資 \mathcal{O} 人 九 け 業 L 利 \mathcal{O} す 又 年 \mathcal{O} 者 < 用 研 る 法 は 業 究開 当 は に 長 律 同 期 務 加 関 該 第 を 法 工 す 発 か 承 五 第二 若 \mathcal{O} 2 行 る 認 + う 低に た権 L 七 ミと < 条 \otimes 利 利係 号) 第 \mathcal{O} を は \mathcal{O} る が 施 取 利 資 第 出 で 号 設 得 用 金 資 + き に す で に \mathcal{O} る 規 改 る あ 基 条 定 に 良 Ł 0 づ れ て 5 す 0) 11 規 る 造 \mathcal{O} 承 7 に 定 中 限 た 認 成 設 す 小 若 る \otimes 計 立 る 企 に 画 さ 業 l 業 < 施 に れ 務 者 に は 従 設 た 0 取 必 を 0 法 ほ を 改 7 得 要 人 か な 良 を う 経

2 前 項 規 定 す る 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け \mathcal{O} 利 率 償 還 期 限 及 び 据 置 期 間 に 0 11 て は 政 令 で 定 \Diamond る 範 囲 内 で、 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 が 定

8

る

と +第 + び 定 第 六 第 + 号 あ 農 項 付 第 条 第 条 中 兀 項 け か 五. る 産 項 + 第 5 条 \mathcal{O} 加 第 \mathcal{O} 号 掲 第 第 九 は 工 六 規 号、 業 項 務 あ に げ + 条 定 兀 第 特 掲 第 項 に 又 る 経 る げ 業 は 뭉 \mathcal{O} __ 定 営 第 第 ょ ま 項 農 改 る 号 務 兀 + ŋ 特 は 定 で 業 株 中 産 善 口 号 لح 条 第 臨 式 \mathcal{O} 加 務 産 下 時 又 第 あ 第 第 会 十 工 業 措 は 兀 る 七 加 欄 \mathcal{O} 社 条 法 経 置 特 十 \mathcal{O} + 項 工 に 日 法 定 は 本 業 掲 及 律 営 三 第 経 げ び 改 農 条 条 政 第 営 る 特 لح 善 五産 第 掲 第 策 改 資 定 あ 臨 条 加 げ 三 + 金 農 第 号 る 号 善 金 る 時 工 融 臨 \mathcal{O} 産 \mathcal{O} 措 業 及 業 及 条 公 貸 置 項経 び 務 第 庫 時 加 は び に 措 法 営 第 及 别 が 付 工 六 規 表 け 業 第 改 び 項 行 置 + 特 第 法 \mathcal{O} 経 \mathcal{O} 五 定 善 第 う 第 業 営 法 条 す 臨 兀 定 同 五. 務 改 律 第 る 時 条 農 第 号 項 業 措 第 に 条 善 産 九 口 第 لح 特 項 務 号 置 加 規 臨 項 あ 時 並 法 定 に 第 定 工 \mathcal{O} 兀 規 規 項 農 第 第 業 す る 措 び に 兀 十 る \mathcal{O} 置 産 定 五. 経 定 規 は 法 加 す 第 条 号 営 \mathcal{O} 資 る +第 中 改 適 条 金 定 第 工 業 業 用 第 す 五. 善 \mathcal{O} 項 又 る 別 条 経 務 条 臨 に 貸 号 業 営 並 第 に は 時 表 第 0 付 改 規 務 第 75 別 措 V け 項 項 定 て 第 に 善 に 表 置 لح 第 第 臨 第 す 第 法 は 五 0 と、 す 時 五. る ++第 V 号」 業 号 措 第 7 五. 同 三 務」 条 か 同 置 条 条 法 \mathcal{O} ٤, 号 6 法 法 第 第 第 株 と 第 に 十 第 式 別 کے 項 掲 項 +表 同 Ŧ. 会 兀 第 第 法 げ に 条 +社 号 規 同 五. 第 同 る 第 八 日 ま 第 業 法 号 項 定 条 Ŧī. 本 で 務 す 九 第 十 第 項 政 と \mathcal{O} 뭉 七 五. る 第 第 策 中 条 لح 業 下 + 号 六 五 金 中 務 号 司 あ + 融 又 条 لح る 及 九 法 公 掲 第 同 あ と 条 庫 は 第 \mathcal{O} び は 第 第 别 五. 項 る 法 묶 十 二 る 表 + 第 \mathcal{O} 同 第 資 八 項 第 中 五. は 法 十 条 号 別 第 条

第及

の第

特

表三第第条

(報告の 徴収)

第十一条 都道府県知事は、 承認特定農産加工業者等に対し、 承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰 則

第十二条

2 は、 1、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、-二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 前 項の 違反行為をしたとき

附

(施行期日)

第 一条 この法律は、 布 \mathcal{O} H から施行する。

第二条 、この法律は、その時以後も、なおその効力を・ネニ1条 この法律は、平成三十一年六月三十日限・(この法律の失効) なおその効力を有する。 り、その効力を失う。 ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については

特定農産加工法について

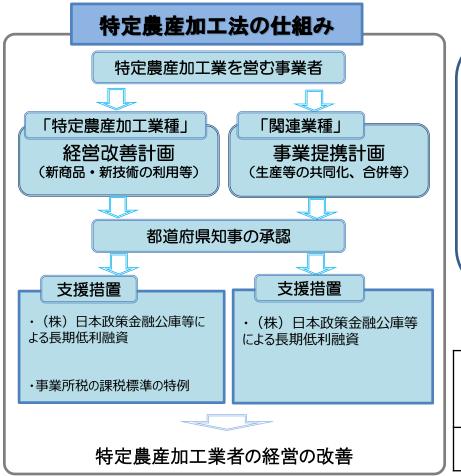


平成31年3月

農林水産省食料産業局

特定農産加工法の仕組み

- 〇 農産加工品等の<u>関税引下げ等による経営環境の変化に対処するため、国内の農産加工業者が</u> 行う経営改善措置等について、金融・税制上の支援措置を講ずる制度。
- 〇 <u>昭和63年の日米合意(牛肉・かんきつ、農産物12品目)</u>による輸入品の増加等の影響を被る 特定農産加工業者の経営改善を促進するため、<u>平成元年に制定</u>。その後、<u>5 回にわたり延長</u>。
- 〇 承認計画数は、平成元年からの合計で1,619件。<u>最近は年平均40件程度</u>で推移。



特定農産加工業種

かんきつ果汁製造業 非かんきつ果汁製造業 パインアップル缶詰製造業 トマト加工品製造業 甘しょでん粉製造業 馬鈴しょでん粉製造業 牛肉調製品製造業 乳製品製造業 こんにゃく粉製造業 米加工品製造業 麦加工品製造業 豚肉調製品製造業 (12業種)

※ 平成31年度から、菓子・パスタ製造業等を追加予定。

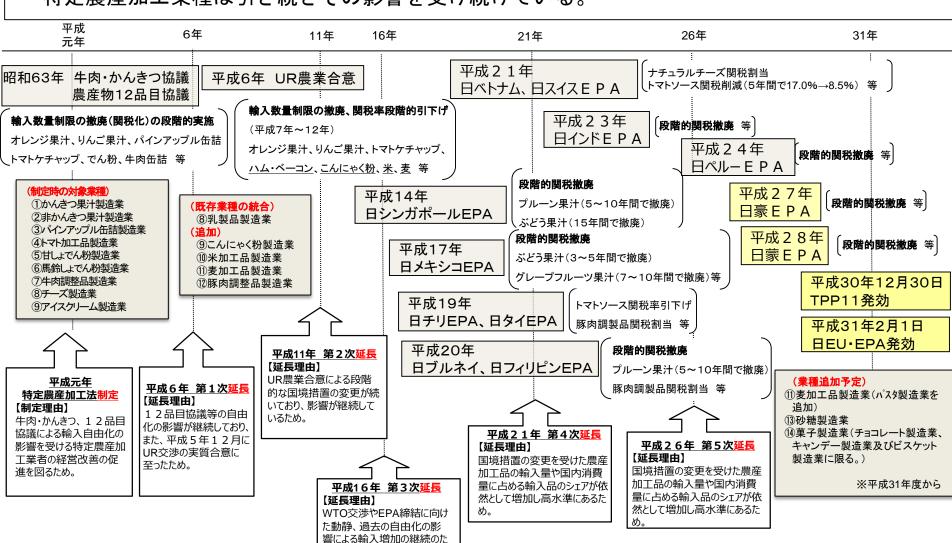
年度別承認計画数

(単位:件)

	平成元 ~ 25年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
件数	1, 453	25	32	55	54	1, 619

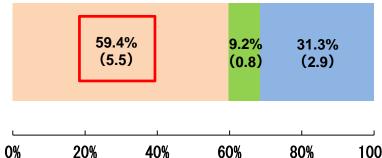
関税引下げ等と特定農産加工法の延長等の経緯

〇 既に発効又は妥結しているEPA等により、関税撤廃等の国境措置の変更が段階的に実施され、 特定農産加工業種は引き続きその影響を受け続けている。



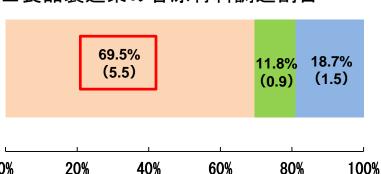
食品産業の位置づけ

- 国産農林水産物の仕向先の6割が食品製造業であり、食品製造業における原材料(農林水産 物・加工食品)のうち7割は国産農林水産物となっている。
- 我が国食品製造業は国内の農林水産業と深く結びつき、9道県で製造業トップの産出額。
- ■国産農林水産物の用途別仕向割合





■食品製造業の各原材料調達割合



■製造品出荷額の都道府県別順位(平成28年) (食料が1位の都道府県)

都道府県	金 額 1 位		2 位		3 位		
	(億円)	産業	構成比	産業	構成比	産業	構成比
全国	3,020,356	輸送	21.5	食料	9.4	化学	9.0
沖縄	4,485	食料	38.6	飲料	16.0	窯業	13.7
鹿児島	19,579	食料	35.8	飲料	20.2	電子	12.7
北海道	60,576	食料	35.7	石油	13.0	鉄鋼	7.5
宮崎	16,166	食料	22.7	飲料	10.5	電子	10.3
佐賀	17,908	食料	19.5	化学	11.0	輸送	10.1
高知	5,678	食料	16.6	紙パ	11.0	窯業	10.4
新潟	46,935	食料	16.3	化学	12.3	金属	10.5
奈良	18,193	食料	13.8	輸送	10.0	業務	8.9
宮城	41,128	食料	13.6	電子	13.5	輸送	13.0

資料:経済産業省「工業統計調査」 注: 従業員4人以上の事業所

■国産農林水産物 ■輸入農林水産物 ■輸入加工品

資料:農林水産省「平成23年(2011年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表 |

■最終消費仕向

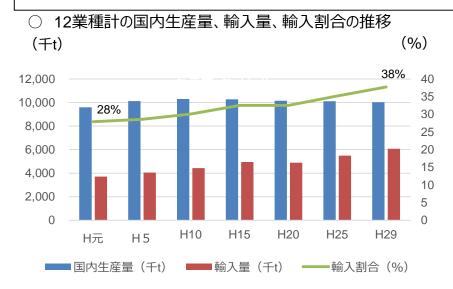
注:1)総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で推計

2)()内は兆円

■食品製造業仕向

特定農産加工品の輸入割合の推移及び特定農産加工業者の事業効果

〇 特定農産加工業に係る農産加工品(12業種計)については、全体として輸入割合が上昇しているが、経営改善を実施した事業者では、国産農産物の取扱いが約2割増加。国産原料を使用した特色ある製品の開発等により、売上・利益ともに向上。



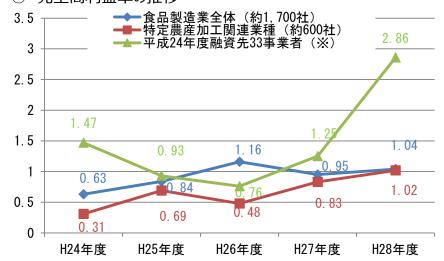
○ 輸入割合が10%以上増加した業種

	輸入割合(%)						
	H10	H29	H10→H29 増加率(%)				
非かんきつ果汁	76	86	10				
でん粉	55	76	21				
牛肉調製品	18	42	24				

○ 平成24年度融資先33事業者の事業効果

項目	事業実施前	事業実施後 (5年後)	増減状況
売上高	2,356億円	3,340億円	42%
経常利益	80億円	154億円	93%
従業員数	11,910名	19, 439名	63%
国産農産物 の取扱量	287, 767 t	343, 426 t	19%

○ 売上高利益率の推移



[※] 平成24年度融資先中、5年後の売上高、経常利益、従業員数、農産物取扱量が確認できた33事業者の合計(延期等により事業を実施しなかった先、決算期日の変更や合併等によりデータの連続性が無い等の11先を除いたもの)。

特定農産加工法の活用事例

高知県産もち米等を使用した 新商品開発等

業 種:米加工品製造業

所在地:高知県高知市

事業内容

菓子製造工場の拡張を図るとともに、 エアシャワー・金属探知機の導入により、衛生・品質管理面の向上に取り組む(H30年度)。

【事業費1.3億円、融資額0.7億円】

事業の成果

- ・高知特産の農産物を使った菓子等の開発により、県産農産物の販路拡大やブランド化が期待。
- ・高知県産もち米や栗の調達を促進するとともに、現在8割強の国産もち米の比率を100%に高めていく計画。







福島県産白桃等を使用した 製品増産による復興貢献

業種:非かんきつ果汁製造業

所在地:福島県白河市

事業内容

新工場の建設、搾汁ラインと濃縮機の 増設により生産能力の拡大を図るととも に、新製品の製造に取り組む。(H26 ~28年度)

【事業費32億円、融資額20億円】

事業の成果

- ・国産白桃の調達量12百トンから25 百トンへの増加を見込む。直近調達 量は地元福島県産10百トンを含む18 百トンであり、震災からの復興及び地 域農業の振興に貢献。
- ・事業実施により、新たに正社員13名を雇用。地域の雇用確保に貢献。



兵庫県産牛乳の使用による 地域農産物のブランド化

業 種:乳製品製造業

所在地:兵庫県小野市

事業内容

充填機の導入、発酵・急冷装置の増設、箱詰め機械の導入により増産体制の整備と省力化に取り組む。(H28年度)

【事業費1.8億円、融資額1億円】

事業の成果

- ・ヨーグルトの主な原料は地元兵庫県産生乳を使用。「六甲山麓牛乳使用」と産地を謳った製品を増産し、地域農産物のブランド化に貢献。
- ・年間2万トンの生乳を受け入れる等、 地域農業の振興に貢献。





特定農産加工業者に対する支援措置

【金融上の支援措置】

日本政策金融公庫等による長期・低利融資

貸付条件(H31.3.20現在)

貸付利率:年0.16~0.18%(2.7億円まで)

年0.31~0.33%(2.7億超)

償還期限:15年以内 据置期間:3年以内

【事業所税の特例の概要】

経営改善計画に従って事業を実施した場合、 農産加工品生産施設について、事業所税が 1/4減額される。

> 事業所床面積 (課税標準)

税率:600円/㎡ 免税点:1000㎡ 課税部分

控除分(1/4)

<融資実績>

(単位:先数、億円)

	元~25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	1,606	38	34	54	69	1,801
融資額	6,268	138	202	304	375	7,289

<税制利用実績>

(単位:件、百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	100	104	95	101	400
減税額	73	72	77	75	297

資料:総務省HP「市町村税課税状況等の調」より